

安全で安心なまちづくりアドバイザー派遣事業
(特殊詐欺と各種犯罪)
業務委託仕様書

1 業務内容

安全で安心なまちづくりアドバイザー（特殊詐欺と各種犯罪）の派遣

(1) アドバイザーの業務内容

次に掲げる4項目のほか、派遣申請者の要望に応じた内容とする。

- ・ 特殊詐欺防止に関する講話、指導、助言
- ・ SNS型投資・ロマンス詐欺、闇バイト防止に関する講話、指導、助言
- ・ 地域における安全で安心なまちづくりに関する相談、講話、指導、助言
- ・ 社会情勢の変化などにより起こる犯罪に関する相談、講話、指導、助言

(2) 派遣回数

県内 45回

(3) 派遣箇所の選定

① 本事業に関する広報は、主に県が行う。

但し、本事業の利用を促進するために必要があれば、県と協議の上、受託者が広報を行っても差し支えない。

受託者が、本事業の実施に関して報道機関から取材を受ける際は、県に対して速やかに報告を行うこと。

なお、広報にあたっては、県の事業であることを明記すること。

② 派遣申請の受付先については受託者とし、受付及び調整は受託者が行う。

派遣地域の指定は特にないが、派遣先団体等を選定する際は、地域や年齢層のバランスを考慮すること。

2 実績報告等

(1) 派遣先、日時、派遣者名、内容、受講者数等の報告書、派遣実施後のアンケートを、毎月、県に提出すること。

(2) 委託事業に係る収入、支出の区分及び額を明記すること。

(3) 宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり県民会議が発行する情報紙の記事取材など委託事業に関する広報活動には積極的に協力すること。

3 その他

上記のほか、委託仕様書に定めのない事項については、県と受託者で協議の上、定めるものとする。